

議案第7号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月2日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中81の項を86の項とし、80の項を85の項とし、79の2の項を84の項とし、65の項から79の項までを4項ずつ繰り下げ、64の項を66の項とし、同項の次に次のように加える。

67	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可証の書換え交付	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証書換え交付手数料	1件につき 2,400円	書換え交付申請のとき。
68	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可証の再交付	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付手数料	1件につき 3,400円	再交付申請のとき。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中63の項を65の項とし、62の項の次に次のように加える。

63	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等販	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請手数料	1件につき 34,100円	許可申請のとき。
----	---	-------------------------	---------------	----------

	売業・貸与業の許可の申請に対する審査			
64	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円	更新申請のとき。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部1の項中「が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものは、1建築物につき、その額に」を「に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事が行う、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「当該建築物の床面積の合計及び構造計算方法に応じ、次に掲げる各号のア又はイの額」を「特定建築基準適合審査を行う部分の床面積に応じ、次に掲げる額」に、

			(1) 1,000平方メートル以内のもの ア 構造計算適合性判定が、建築基準法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの 111,000円 イ 構造計算適合性判定が、大臣認定
--	--	--	--

プログラム以外の  
方法により行われ  
たもの 159,  
000円

(2) 1,000平方メ  
ートルを超え、2,  
000平方メートル  
以内のもの

ア 構造計算適合性  
判定が、大臣認定  
プログラムにより  
行われたもの 1  
37,000円

イ 構造計算適合性  
判定が、大臣認定  
プログラム以外の  
方法により行われ  
たもの 212,  
000円

(3) 2,000平方メ  
ートルを超え、10  
000平方メートル  
以内のもの

ア 構造計算適合性  
判定が、大臣認定  
プログラムにより  
行われたもの 1  
50,000円

イ 構造計算適合性  
判定が、大臣認定  
プログラム以外の  
方法により行われ  
たもの 243,  
000円

(4) 10,000平方  
メートルを超え、5  
0,000平方メー  
トル以内のもの

ア 構造計算適合性  
判定が、大臣認定  
プログラムにより  
行われたもの 1  
90,000円

イ 構造計算適合性

			<p>判定が、大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 322,000円</p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>ア 構造計算適合性判定が、大臣認定プログラムにより行われたもの 322,000円</p> <p>イ 構造計算適合性判定が、大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 590,000円</p>
--	--	--	--

を

「

			<p>(1) 1,000平方メートル以内のもの 156,000円</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 209,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 240,000円</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 319,000円</p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円</p>
--	--	--	--

に改める。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 6 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に、「建築する場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「模様替をする」を「模様替をした」に改め、同部 7 の項及び 8 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に改め、同部 9 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に、「建築する場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「模様替をする」を「模様替をした」に改め、同部 10 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に改め、同部 11 の項から 13 の項までの規定中「第 18 条第 18 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同部 14 の項中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 18 条第 22 項第 1 号」を「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同部 31 の項の次に次のように加える。

31 の2	建築基準法第 60 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき 160,000 円	許可申請のとき。
----------	--	---------------------------------------	------------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 32 の項中「第 67 条の 2 第 3 項第 2 号」を「第 67 条の 3 第 3 項第 2 号」に改め、同部 32 の 2 の項中「第 67 条の 2 第 5 項第 2 号」を「第 67 条の 3 第 5 項第 2 号」に改め、同部 32 の 3 の項中「第 67 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 67 条の 3 第 9 項第 2 号」に改め、同部 46 の 3 の項の次に次のように加える。

46 の4	建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1 件につき 28,000 円	認定申請のとき。
----------	--	---------------	-----------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 6 0 の項中

「			(2) 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの 47,000円	」
---	--	--	---	---

を

「			(2) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出されたもの 16,000円 (3) (1)及び(2)以外のもの 47,000円	」
---	--	--	---	---

に改め、同部 6 1 の項中「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に、

「			(2) 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの	」
---	--	--	--	---

			<p>ア 100平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 109,000円</p> <p>ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円</p> <p>エ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345,000円</p> <p>オ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 617,000円</p> <p>カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円</p>	
--	--	--	--	--

を

「

			<p>(2) 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの</p> <p>ア 100平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,</p>	
--	--	--	---	--

000円

ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円

エ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円

オ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円

カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円

(3) (1)及び(2)以外のもの

ア 100平方メートル以内のもの 47,000円

イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 109,000円

ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円

エ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345,000円



			円 オ 2,500平方 メートルを超え、 5,000平方メ ートル以内のもの 617,000 円 カ 5,000平方 メートルを超え、 10,000平方 メートル以内のも の 1,062, 000円	
--	--	--	---	--

に改め、同部62の項中

「			(2) 申請に係る計画が、 区長が指定する者によ る技術的審査を受け ていないもの 4 7,000円	」
---	--	--	--	---

を

「			(2) 申請に併せて設計 住宅性能評価書が提 出されたもの 16 000円 (3) (1)及び(2)以外のも の 47,000円	」
---	--	--	---	---

に改め、同部63の項中「又は(2)に」を「、(2)又は(3)に」に、「又は(2)アからカまで」  
を「、(2)アからカまで又は(3)アからカまで」に改める。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部69の項の次に次のように加える。

69 の2	マンションの建替え等の 円滑化に関する法律（平 成14年法律第78号） 第105条第1項の規定 に基づく建築物の容積率 に関する特例の許可の申 請に対する審査	要除却認定マンショ ンの建替えにより新 たに建築されるマン ションの容積率の特 例許可申請手数料	1件につき 160,0 00円	許可申請 のとき。
----------	---	--	--------------------	--------------

## 付 則

この条例中別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定並びに同表 3 建築・都市計画・土木関係の部に 3 1 の 2 の項を加える改正規定、同部 6 0 の項から 6 3 の項までの改正規定及び同部に 6 9 の 2 の項を加える改正規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行し、その他の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

### ( 提案理由 )

薬事法の一部改正に伴い高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請等の許可に係る手数料を新設するとともに、建築基準法の一部改正等に伴い建築・都市計画・土木関係手数料を新設する等の必要がある。